

## 【第145号議案】

総務委員会資料  
令和7年11月25日  
総務部人事課

### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

人事委員会の勧告を受けて、職員等に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正を行う必要がある。

#### 2 改正内容

##### 令和7年の給与改定

###### (1) 給料表

給料表を人事委員会の勧告どおり改正し、月例給を平均3.29%引上げ

###### (2) 期末・勤勉手当

###### ① 正規職員

年間支給月数について、現行4.40月を4.50月に改定(0.10月引上げ)

区分		6月期	12月期	年間計
現行	期末手当	1. 200月	1. 200月	4. 40月
	勤勉手当	1. 000月	1. 000月	
令和7年度 (改定後)	期末手当	1. 200月	1. 250月	4. 50月
	勤勉手当	1. 000月	1. 050月	
令和8年度 以降	期末手当	1. 225月	1. 225月	4. 50月
	勤勉手当	1. 025月	1. 025月	

###### ② 再任用職員

年間支給月数について、現行2.30月を2.35月に改定(0.05月引上げ)

区分		6月期	12月期	年間計
現行	期末手当	0. 625月	0. 625月	2. 30月
	勤勉手当	0. 525月	0. 525月	
令和7年度 (改定後)	期末手当	0. 625月	0. 650月	2. 35月
	勤勉手当	0. 525月	0. 550月	
令和8年度 以降	期末手当	0. 6375月	0. 6375月	2. 35月
	勤勉手当	0. 5375月	0. 5375月	

### 3 施行期日等

#### (1) 給料表

令和7年4月1日から適用する。

#### (2) 期末・勤勉手当

令和7年12月1日から施行する。ただし、令和8年度以降の期末・勤勉手当については、令和8年4月1日から施行する。

## 【第148号議案】

総務委員会資料  
令和7年11月25日  
総務部人事課

### 特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、特別職の職員の期末手当の支給割合について所要の改正を行う必要がある。

#### 2 改正内容

一般職の期末・勤勉手当の支給月数の改定に伴い、特別職の職員の期末手当支給月数を次のように改定

##### (1) 年間の支給月数

現行3.40月を3.50月に改定(0.10月分引上げ)

(一般職の年間支給月数：令和6年度 4.40月 → 令和7年度 4.50月)

##### (2) 支給期別の支給月数

区分	6ヶ月期	12ヶ月期	年間計
現行	1.70月	1.70月	3.40月
令和7年度(改定後)	1.70月	<u>1.80月</u>	<u>3.50月</u>
令和8年度以降	<u>1.75月</u>	<u>1.75月</u>	3.50月

#### 3 施行期日

##### (1) 令和7年度分

令和7年12月1日から施行する。

##### (2) 令和8年度以降分

令和8年4月1日から施行する。

## 会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

## 1 提案理由

職員の給与に関する条例の一部改正等を踏まえ、会計年度任用職員に対して支給する報酬等について所要の改正を行う必要がある。

## 2 改正内容

## (1) 報酬

常勤職員の月例給の改定等に伴い、条例で定める報酬の上限額を以下のとおり改定する。

(単位：円)

職員の種別	区分	現行	改定後
一般業務に従事する者	日額	10,900円	11,500円
	月額	174,600円	184,500円
	時間額	1,410円	1,490円
資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者	日額	12,000円	12,700円
	月額	197,800円	208,700円
	時間額	1,550円	1,640円
教育業務に従事する者	月額	336,500円	345,600円
調査研究業務に従事する者	日額	13,900円	14,380円
	月額	256,100円	266,900円
医療業務に従事する者	月額	207,400円	218,600円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する者	月額	243,700円	256,900円
軽作業に従事する者	日額	7,500円	8,100円
	時間額	970円	1,050円

## (2) 期末・勤勉手当

年間支給月数について、常勤職員と同様に、現行4.40月を4.50月に改定（0.10月分引上げ）。

区分		6月期	12月期	年間計
現行	期末手当	1.200月	1.200月	4.40月
	勤勉手当	1.000月	1.000月	
令和7年度 (改定後)	期末手当	1.200月	<u>1.250月</u>	4.50月
	勤勉手当	1.000月	<u>1.050月</u>	
令和8年度 以降	期末手当	<u>1.225月</u>	<u>1.225月</u>	4.50月
	勤勉手当	<u>1.025月</u>	<u>1.025月</u>	

## 3 施行期日等

## (1) 報酬

原則として令和7年4月1日から適用する（軽作業に従事する者に係る改定を除く。）。

## (2) 期末・勤勉手当

令和7年12月1日から施行する。ただし、令和8年度以降の期末・勤勉手当については、令和8年4月1日から施行する。